

令和7年度 静岡市利用者負担額表(保育料)

◆幼児・教育保育無償化について◆

3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(下記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

◆第2子以降保育料無償化について◆

0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料は、上記にかかわらず、第2子以降(※)は無償となります。

※世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関係なく第何子かを決定します。

階層区分		令和6年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※		第1子の利用者負担額(月額:円)		令和6年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	
				3号(0～2歳クラス)			
				標準時間	短時間		
A		生活保護世帯等		0	0	生活保護世帯等	
B		市民税均等割非課税世帯		0	0	市民税均等割非課税世帯	
C		市民税所得割非課税世帯		7,500	7,500	市民税所得割非課税世帯	
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		0	0	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
市民税所得割課税世帯	D1	所得割額 64,800円未満		8,500	8,500	所得割額 48,600円未満	
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		3,100	3,100	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
	D2	80,000円未満		13,300	12,900	60,000円未満	
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		5,200	5,000	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
	D3	89,300円未満		14,800	14,400	67,000円未満	
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		5,800	5,600	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
	D4	102,801円未満		17,500	17,100	77,101円未満	
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		7,000	6,800	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
	D5	129,300円未満		20,500	20,100	97,000円未満	
	D6	153,300円未満		25,500	24,900	115,000円未満	
	D7	177,300円未満		31,500	30,900	133,000円未満	
	D8	225,300円未満		32,500	31,900	169,000円未満	
	D9	252,000円未満		39,000	38,100	189,000円未満	
	D10	265,300円未満		42,000	41,100	199,000円未満	
	D11	281,300円未満		45,000	44,100	211,000円未満	
	D12	329,300円未満		45,000	44,100	247,000円未満	
D13	401,300円未満		46,500	45,600	301,000円未満		
D14	452,000円未満		52,000	50,800	339,000円未満		
D15	529,300円未満		55,200	54,000	397,000円未満		
D16	529,300円以上		57,200	55,600	397,000円以上		

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

(備考)

- 令和7年度利用者負担額は、4～8月分を令和6年度の市民税額、9～3月分を令和7年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。)
- 第2子以降の利用者負担額は無料です。世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。
- この利用者負担額のほか、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があります。
- 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
- 政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

【問い合わせ先】 静岡市 こども未来課
DX推進係 ☎054-354-2630